

## 業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 唐津市沖洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月16日まで
- 3 業務委託料 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円)
- 4 業務内容 別添仕様書に定めるとおり
- 5 契約保証金 〇〇〇, 〇〇〇円  
(又は佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条  
第3項第〇号の規定により免除)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 佐賀市城内一丁目1番59号  
氏名 佐賀県 産業労働部 産業グリーン化推進グループ  
推進監 萩尾 友明 印

受注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添仕様書に定める要件及び条件に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(乙の履行義務等)

第2条 乙は、仕様書及び本契約書に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(委託業務の処理方法)

第3条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲が書面による承諾をしたときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第18条第1項第4号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

4 乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。

5 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故等の報告)

第6条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務実施計画書の作成及び提出)

第7条 乙は、本契約締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程表及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務実施計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、本契約が完了した後も種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が第15条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項における変更が、甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第12条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第13条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰

する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第14条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

(検査及び成果物の引渡し)

第15条 乙は、仕様書、本契約書及び業務実施計画書に定めるところにより、業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届に必要な成果物を添えて業務履行の確認を甲に求めなければならない。

2 甲は、前項の規定による確認を求められたときは、受理した日から10日以内に検査を行うものとし、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は自己の負担において速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第16条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による正当な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により第1項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利の帰属)

第17条 仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は、甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。)は、甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

5 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、個人情報保護を侵害する場合以外は、乙はいかなる権利も主張できない。

6 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

7 本件成果物及び前項の資料等に、乙が従前より保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は本件成

果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

8 乙は、本条の規定に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

9 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(乙の契約解除権)

第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第20条 甲は、乙が第18条の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

4 乙は、第19条に該当したことにより契約を解除した場合は、その金額は契約金額の100分

の10に相当する額の違約金を徴収する。

5 第4項の規定による違約金の徴収は、乙の損害賠償の請求を妨げない。

6 第1項による違約金において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(第三者の権利侵害)

第21条 乙は、事業完了報告書等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 事業完了報告書等が第三者の著作権その他の権利を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(指揮命令等)

第22条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

第23条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

第24条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

(1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

5 甲は、乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10

に相当する違約金を徴収する。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

7 乙は、第5項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

8 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第5項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

9 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(損害賠償)

第25条 乙は、第17条第8項及び第24条第8項に定めるほか、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項並びに第17条第8項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第26条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 本契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

## 別記1（個人情報取扱）

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### （個人情報の収集）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

#### （事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

#### （複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### （作業場所の外への持出の禁止）

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査すること

ができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

# 別紙 1

## 個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

産業労働部産業グリーン化推進グループ推進監 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

唐津市沖の洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

## 別紙 2

### 個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

産業労働部産業グリーン化推進グループ推進監 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

唐津市沖の洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

#### 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

#### 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

#### 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

## 情報セキュリティ対策特記事項

### （基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

### （守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

### （複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### （資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き

渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 唐津市沖洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

唐津市沖洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務委託

## 2. 目的

佐賀県（以下、「県」という。）では、再生可能エネルギー中心の社会を構築し、県内産業等の振興を図るため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律（平成30年法律第89号。以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づき、唐津市沖への洋上風力発電事業の誘致検討に取り組んでおり、令和3年度、国は、県が候補とする唐津市沖について、「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理している。

また、令和6年7月19日には、国に対して、唐津市沖を有望区域の整理について要請したところである。

これまで県では、誘致検討に伴い、関係する地域住民やその他利害関係者に対し、唐津市と連携し説明会や勉強会を開き、洋上風力発電の基礎的な情報を始め、地域に対するメリットやデメリット、事業誘致に係る手順、誘致検討の現状について周知に努めてきた。

今回、洋上風力発電事業への理解が更に進むように、インターネットでの発信や説明会、勉強会等で利用する一般県民向けの動画を制作し、これにより洋上風力発電事業の普及啓発と住民に対する理解促進を図る。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月16日（月）まで

## 4. 委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

### （1）動画制作

ア. 内容 下記の①～⑥の項目を入れること。

- ① 洋上風力発電の仕組み等の一般的な説明
- ② 国（経済産業省等）や佐賀県の政策動向
- ③ 関係法令の仕組み・必要な手続について
- ④ 地域に対するメリット・デメリット
- ⑤ 地域振興、産業振興、漁業協調について言及
- ⑥ 国内外の先行事例について言及

イ. 対象者 県民・県内企業向け

- ウ. 動画時間 3分程度のショート動画及び10分程度の本編動画の2本
- エ. 使用方法 県のホームページ、Youtube等での発信、説明会や勉強会  
その他イベント

## (2) 国内取材

- (1) ア⑥の内容を作成するにあたり、国内で必要な関係者、施設等に取材  
(3回程度)をすること。なお、本取材に係る一切の費用は委託費に含めることとする。

### ※国内取材先

(例：秋田県秋田市・能代市、千葉県銚子市、北海道石狩市など)

- ※国内の先行地事例を取材する際には、洋上風車の海中基礎における漁礁効果  
や地元サプライチェーンの状況等、佐賀県内の漁業者や企業の期待感を醸成  
する内容を盛り込むこと。

## (3) CG・アニメーションの利用

動画制作にあたっては、CGやアニメーションを必要に応じて利用すること。

## (4) その他

本業務の実施にあたり、洋上風力発電事業や関連法令（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン等について熟知すること。

また、必要に応じて委託者と打合せを行い、動画内容のシナリオ等について協議を行うものとする。

## 5. 成果物の納品

### (1) 成果物

受託者は次に掲げる成果物を委託期間内に納品すること。

- ① 動画データMP4形式電子媒体（DVD-R）
- ② 動画制作に係る素材電子媒体（DVD-R）
- ③ 実績報告書【紙媒体及び電子媒体】
- ④ 二次利用承諾書（①～③の二次利用を承諾する）【紙媒体及び電子媒体】

### (2) 納品部数：紙媒体及び電子媒体（DVD-R）を各1部

※紙媒体は、A4用紙を基本とし、必要に応じてA3用紙を用いることができる。

### (3) 納品場所：佐賀県 産業労働部 産業グリーン化推進グループ

(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59)

## 6. 成果物の権利の帰属

- (1) 本業務により新たに制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28

条に定める権利を含む。)は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとし、佐賀県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。

- (2) 業務の遂行に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 成果物に第三者が著作権を持つ素材等を利用する場合には、受託者が予め著作権者の承諾を得て利用を行うこと。
- (5) 受託者は佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

## 7. 成果物の補足・修正

本業務完了後、佐賀県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は、佐賀県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施しなければならない。

## 8. 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

## 9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部について、委託を行う場合、書面により佐賀県の承諾を得るものとする。
- (2) 佐賀県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合でも、受託者は、契約上の最終的な責任を負うものとする。

## 10. その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、佐賀県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者双方

による協議の上で定めるものとする。

- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。